

# あなたの その一言が……

## 同和対策審議会答申と マイクロアグレッション

投げかけられたことは

差別を受けたくなかったら  
**引越したら**  
いいのに

あなたのために  
言ったんだけど

ここで住んでいる  
わたしが悪いの？

わたしは「いい」が  
**大好き**なんですよけど

当事者の声

草津市立人権センター

# 同和対策審議会答申 (同対審答申) について

「同和対策審議会答申」は、今もなお続く部落差別の解消に向けた「憲法」とも呼べる役割を担っています。

内閣の諮問機関として設置された同和対策審議会に対して、1961(昭和36)年12月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問され、1965(昭和40)年8月11日に答申が提出されました。

国内における経済成長の中、多くの地域で戦後復興が進む一方で、被差別部落は、“学校に行けない”“安定した仕事に就けない”“老朽化した家屋が立ち並び、上下水道や道路の未整備”などの実態が続いていました。こうした実態を放置することは、憲法で保障された基本的人権の侵害にあたるとして、部落差別の撤廃を求めた被差別部落の人たちは、政府に対して国策樹立の請願運動を展開しました。また、憲法で保障された基本的人権の尊重を求める世論の高まりの結果、「部落問題の存在は主観をこえた客観的事実に基づくものである」とした「同和対策審議会答申」が出されたのです。

1969(昭和44)年には、同対審答申が「法的根拠」となり、「同和対策事業特別措置法」が施行されました。延長を繰り返しながら、2002(平成14)年までの33年間、部落差別撤廃に向けた事業が実施されました。この事業により、被差別部落の劣悪な生活環境の整備や安定就労、教育の向上に向けた取り組みなど、一定の格差の改善がみられました。

しかしながら、土地差別、結婚差別、就職差別や差別落書き、差別発言など、依然として部落差別はなくなっておりません。そこで国は、2016年に「部落差別解消推進法」を制定し、部落差別の存在を明記し、部落差別解消に向けた相談、啓発、教育の在り方の指針を示しました。

## 「同和対策審議会答申」前文に書かれている

### 大切なポイント

#### < 基本的人権の保障 >

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻で重大な社会問題である。

#### < 国の責務 >

同和問題を未解決に放置することは許されないことであり、早急な解決は国の責務である。

#### < 国民的課題 >

人類普遍の原理である自由と平等にかかわる課題であり、それらを国民一人ひとりが解決していくものである。

#### < 早急な課題解決 >

部落差別は「恥ずべき社会悪」として、一日も早い問題の解決が必要である。

## 「部落差別の解消の推進に関する法律

### (部落差別解消推進法)」2016年制定

「部落差別は許されない」「国の責任で解決する」という精神は、1965年から現在に引き継がれています。

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別って

もうなくなつたよね

昔の話だよね

身近じゃないし、  
遠いところの  
話でしょ

学校でも  
習ったことが  
ないけど……

結婚や不動産購入に  
反対する人が、  
今もいるんです

【自分の子どもの結婚で相手が被差別部落出身である】ことを理由に結婚に反対する人の割合は約35%でした。（「人権・同和問題」に関する市民意識調査・草津市2023年）

「心理的差別とは、…非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。」  
（第1部 1.同和問題の本質より）

投げかけられたことば

差別、差別って  
いつまで  
言ってるの

だまっていたら  
自然になくなるのに

もういいわ  
わかってるし

わざわざ、  
教えなくても  
いいのに



# 特別扱い

はおかしいよね

わたしらのとこも  
同じように  
してほしいわ

あそこばかり  
よくなって  
いいよな

なんか、  
わたしら逆に  
差別されている  
みたい

差別が生んだ  
格差をなくしている  
だけですけど

差別の結果放置された被差別部落の劣悪な環境と他の地域との格差を是正するためです。

「環境改善対策は、その歴史性と社会性に鑑みて、基本的には国の責任において実施されなければならない。」  
(第3部 1.環境改善に関する対策)

部落差別つていわれても

わたしには  
**関係ない**  
し

なんか、  
身近じゃないわ

わたしの  
周りには  
いないし

興味、  
ないんだよね

本当にそれで  
いいのですか

知らないうちに、あなたの大切な人を傷つけ、差別しているかもしれません。

「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」  
(同和対策審議会答申前文より)

投げかけられたことば

部落差別は、  
悪い人が  
するんだよね

みんながもっと  
優しくなったら  
なくなるのに

だから差別を  
してないわ

わたしたちは  
そんなに悪くない

# 部落差別と人間性は、 別の問題です 社会の問題です

偏見があると、悪意がなくても差別は生まれます。また、部落問題の解消を個人の問題にするのではなく、社会の問題として認識していく必要があります。

「部落差別の解消は、偏見をもたらす因襲や伝統を観念的にとりあげただけでは解決できない。それを存続させるのは、社会体制のなかにある」  
(第1部 2.同和問題の概観より)

何をしたらいいか  
教えてほしいわ

どうしてほしい  
のか言って  
ほしいわ

「できることは？」  
って聞かれても  
よくわからない

差別は  
いけないって  
ことぐらいは  
わかっている

部落差別は  
だれの  
問題  
なのかなあ

それはあなた自身の生き方であり、誰かに決めてもらうものではありません。差別解消は、命に関わる問題であり、あなたの問題です。

「同和教育の中心的課題は法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。」

(第3部 4.教育問題に関する対策より)

差別する  
つもりはなかった  
んだけど

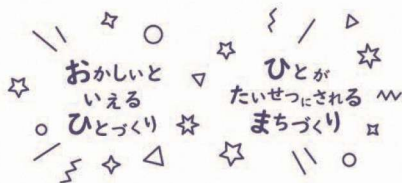
あなたのため  
を思って

知らなかったんです。  
ごめんなさい

今、部落差別に対する差別的な言動は、確信犯的な露骨な差別発言もありますが、その多くが無意識・無自覚におこなわれています。したがって、発言者がその言動を『差別である』と認識することが難しく、そのことが被差別部落の人たちを悩み苦しめる大きな原因となっています。さらにこうした無自覚・無意識に行われている言動が、部落差別解消への大きな壁になっています。

何気ない一言が当事者の心に傷をつけ、部落差別を許し広げていること、自分自身が気づかないうちに差別者になるかもしれないことを自覚しなければなりません。

そうした意味で、今一度「同和对策審議会答申」を読み込み、部落差別の本質や同和教育の意義や目的を理解し、部落差別解消に向けて取り組んでいきましょう。



## 草津市立人権センター “ぴーぷる”

【住 所】 草津市大路二丁目1番35号 キラリエ草津 3階

【電 話】 TEL.077-563-1765

【F A X】 TEL.077-563-7070